

いしかわシティカレッジに関する包括協定に基づく特別聴講学生の受入れに関する  
規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成 22 年規程第 1 号。以下「学則」という。）  
第 50 条に定める特別聴講学生のうち、いしかわシティカレッジに関する包括協定に基づく  
特別聴講学生（以下「シティカレッジ特別聴講学生」という。）の受入れについて必要な事  
項を定める。

(入学できる者)

第 2 条 シティカレッジ特別聴講学生として入学できる者は、いしかわシティカレッジに関  
する包括協定に加盟する大学等に所属する学生のうち、その所属する大学等において本学  
特別聴講学生として履修する許可を得た者とする。

(選考、定員等)

第 3 条 シティカレッジ特別聴講学生の選考、定員、募集科目、出願日程等は別に定める。

(成績評価)

第 4 条 シティカレッジ特別聴講学生の履修科目の成績考査は試験、課題審査、学習報告及  
び平素の学習状況により行い、素点により評価する。

(聴講の取扱い)

第 5 条 シティカレッジ特別聴講学生には休学、特殊欠席は認めないものとし、授業に出席  
しなかった場合は全て欠席として扱う。

2 授業時数の 3 分の 1 を超えて欠席した科目は、試験を受けることができないものとする。

3 試験で不正行為があった場合は、その年度の全履修科目の素点を 0 点とする。

(単位認定)

第 8 条 シティカレッジ特別聴講学生の単位認定は、学則第 36 条の定めに関わらずその所属  
大学で行うものとし、本学は所属大学あて素点を通知する。

(特別聴講学生の服務)

第 9 条 シティカレッジ特別聴講学生は学生証を必ず携帯し、教職員の請求があればいつで  
も提示しなければならない。

2 シティカレッジ特別聴講学生が利用できる施設は、履修に必要な施設に限るものとする。

3 シティカレッジ特別聴講学生の自動車による本学への通学は、いかなる場合も認めない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。